

入札公告（防水工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年9月4日

支出負担行為担当官

入国者収容所大村入国管理センター所長 荒川 満

1 工事概要

- 工事名 令和元年度大村入国管理センター宿舎1棟屋根防水及び外壁塗装等改修等工事
- 工事場所 長崎県大村市古賀島町300-26 大村宿舎1棟
- 工事内容 大村宿舎1棟
RC造4階建 延面積1,222.54㎡
屋上の防水及び外壁（バルコニー、階段室等含む）塗装の工事を行う。
- 工期 令和2年3月10日まで
- 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www/geps.go.jp/>））により行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- 本件の業種区分において、法務省の平成31・32年度における防水工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとし、排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- 下記3の入札説明書の交付を受けたものであること。

3 入札手続等

- 連絡先 〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3
入国者収容所大村入国管理センター会計課 担当 下東
電話 0957-52-2121（代表）
- 入札説明書等の入手期間及び入手方法
ア 入手期間 令和元年9月4日（水）から同年9月25日（水）まで
イ 入手方法
入札説明書等は、電子調達システム（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）からダウンロードできる。
また、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時の間も上記(1)において交付する。
- 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
ア 提出期間 令和元年9月4日（水）から同年9月17日（火）までの休日を除く毎日、

午前9時から午後5時まで

- 提出場所 電子調達システムにより提出すること。なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は送付（書留郵便等発送の事実が明らかにできる方法によることとし、提出期間内必着とする。以下同じ。）すること。
- 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
ア 入札
(ア) 入札書の提出期限
令和元年9月25日（水）午後5時まで
(イ) 入札書の提出方法
電子調達システムによる。なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は送付すること。
イ 開札
(ア) 開札の日時 令和元年9月26日（木）午後2時00分
(イ) 開札の場所 〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3
入国者収容所大村入国管理センター2階大会議室又は電子調達システム
- その他
(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
(2) 入札保証金
免除
(3) 契約保証金
納付（保管金の取扱店 日本銀行大村代理店（親和銀行大村支店））。
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行大村代理店（親和銀行大村支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
(6) 手続における交渉の意図の有無
無
(7) 契約書の作成の要否
要
(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
(9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(11) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和元年度大村入国管理センター宿舎1棟屋根防水及び外壁塗装改修等工事の入札公告（防水工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和元年9月4日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 入国者収容所大村入国管理センター所長 荒川 満

3 担当部局等

〒 856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3
入国者収容所大村入国管理センター会計課
担当者 下東
電 話 0957-52-2121 (代表)
FAX 0957-27-3070

4 工事概要

(1) 工事名

令和元年度大村入国管理センター宿舎1棟屋根防水及び外壁塗装改修等工事

(2) 工事場所

長崎県大村市古賀島町300-26 大村宿舎1棟

(3) 工事内容

別冊の図面及び仕様書等による

(4) 工期

令和2年3月10日（火）まで

(5) 作業範囲

宿舎1号棟の屋根防水、外壁塗装（バルコニー、階段室等含む）の改修工事とする。入居者への案内等本工事に必要な作業は全て本工事に含む。

(6) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本

件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分において、法務省の平成31・32年度における防水工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記5(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつ

ては執行役), 持分会社 (合名会社, 合資会社若しくは合同会社をいう。) の業務を執行する社員, 組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。) が, 他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が, 他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人 (以下単に「管財人」という。) を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が, 他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合 (共同企業体を含む。) とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 警察当局から, 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり, 法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。

(7) 法務省が発注した工事について, 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し, かつ, 当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には, その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

6 日程・提出期限等

(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限

令和元年9月17日 (火) 午後5時00分まで

(2) 競争参加資格確認結果通知 令和元年9月17日 (火) 頃

(3) 苦情申立期間

競争参加資格確認結果通知の翌日から起算して3日以内

ただし, 休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91条) 第1条に規定する行政機関の休日 (以下「休日」という。)) を除く。

(4) 苦情申立てに対する回答

苦情申立て期間の最終日の翌日から起算して3日 (休日を除く) 以内

(5) 仕様書等に対する質問期間

令和元年9月4日から同年9月20日までの休日を除く毎日, 午前10時から午後5時まで (ただし, 期間の最終日は午後3時までとする。)

(6) 質問に対する回答 令和元年9月24日 (火)

(7) 入札書及び工事内訳書の提出期限 令和元年9月25日 午後5時00分

(8) 開札 令和元年9月26日 午後2時00分

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、同5(2)の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同5(1)及び同(3)から同(7)に掲げる事項を満たしているときは、開札の時に同5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に同5(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

おって、次の提出期間内に申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間

令和元年9月4日(水)から同年9月17日(火)までの毎日。ただし、紙入札方式の場合は、休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法

(ア) 電子調達システムによる入札参加の場合

申請書を電子調達システムにおいて提出すること。

提出するファイルの容量の合計が、上限である3MBに収まらない場合は、別紙第1号様式のみ電子調達システムで送信し、その他の提出物については上記3の場所に持参又は送付(書留郵便等発送の事実が明らかにできる方法によることとし、提出期間内必着とする。以下「送付」による場合は同様とする。)すること。

(イ) 紙入札方式による入札参加の場合

紙入札方式による参加を希望する場合は、申請書のほか、紙入札方式による参加申請書(別紙第2号様式)を作成し、これらを併せて上記3の場所に持参又は送付すること。

(2) 申請書は、別紙第1号様式により作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和元年9月17日(火)頃までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(4) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 提出された申請書は、返却しない。

エ 提出期間を経過した後の申請書の変更(差し替え及び再提出を含む。)は

認めない。

オ 発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

カ 交付した図面等は、発注者の承諾なく公表又は使用してはならない。

キ 申請書に関する問合せ先は上記3に同じ。

8 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記3に同じ。

イ 提出期間

上記6(3)の通知の翌日から起算して3日間(休日を含まない。)の期間内に書面(書式自由)で行うものとし、持参又は送付すること。

(2) 苦情申立てに対する回答は、上記(1)イの提出期限の最終日の翌日から起算して4日以内に、説明を求めた者に対し書面により行う。

9 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合には、次に従い、書面(様式は適宜とする。)により提出すること。

ア 提出期間

令和元年9月4日(水)から同年9月20日(金)までの休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

イ 提出場所

上記3に同じ。

ウ 提出方法

持参又は送付すること。

FAX等の場合は、受信確認等行うこと。

電子調達システムによるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧等に供する。

ア 期間

令和元年9月24日(火)から同年9月25日(水)、午前9時から午後5時まで

イ 場所

上記3に同じ。

10 入札書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和元年9月25日(水)午後5時00分

(2) 提出方法

ア 電子調達システムによる入札参加の場合

電子調達システムによる。

イ 紙入札方式による入札参加の場合

上記3の場所に持参又は送付すること。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の数字3桁を必ず記入すること。

入札書を封入する封筒等については以下のとおりとする。

(ア) 封筒は、二重封筒とする。

(イ) 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

11 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は2回までとする。

ただし、この限度内において、落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約に移行する場合がある。

なお、随意契約に移行した場合の協議は、2回目の入札の際に提示した入札金額が予定価格に最も近い者（以下「最低入札額提示者」という。）との間で行うが、最低入札額提示者との間で随意契約が成立しなかった場合には最低入札額提示者の次に予定価格に近い価格の入札をした者から順に随意契約の協議を行う。

また、電子調達システムによる入札の場合においても、再度の入札を考慮し、開札時間には必ず対応できる体制を整えておくこと。再度入札になった場合、提出時刻までに電子調達システムでの入札書の提出がないときは、入札を辞退したものとみなすので留意すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行大村代理店(親和銀行大村支店))。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行大村代理店（親和銀行大村支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 100 分の 10 以上とする。

13 工事内訳書の提出

(1) 提出方法等

第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、上記 6 (7) の提出期限までに、上記 3 の場所に持参又は送付すること。

工事費内訳書は、封筒に入れ、封緘すること。また封筒には工事名及び工事費内訳書在中の旨を表示すること。

なお、紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記 10 (2) を参照のこと。

(2) 様式及び記載内容

ア 工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編（設備工事編）・平成 30 年版）に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難しい場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ 工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の商号又は名称、住所及び代表者名を記載の上、押印すること。

ウ 入札金額に対応した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳（内訳明細）に数量、単位、単価及び金額を記載すること。

(3) 提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官（補助者等を含む。）が説明を求めることがある。

(4) 工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得（建設工事）第 7 条第 11 号に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

ア 未提出又は未提出と同等と認められる場合

(ア) 提出期限までに内訳書が提出されない場合

(イ) 内訳書の一部が提出されない場合

(ウ) 内訳書と関係のない書類が提出された場合

(エ) 他の工事の内訳書が提出された場合

(オ) 内訳書として提出された書類が白紙である場合

- (カ) 内訳書に提出者の記名・押印が欠けている場合
 - (キ) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
 - (ク) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- イ 記載すべき事項が欠けている場合
- (ア) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
 - (イ) 入札説明書に明示した項目を満たしていない場合(明示した場合に限る)
 - (ウ) 種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に区分した記載がなされていない場合
 - (エ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分して記載していない場合。
- ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されている場合
- エ 記載事項に誤りがある場合
- (ア) 発注者名に誤りがある場合
 - (イ) 工事名に誤りがある場合
 - (ウ) 提出者名に誤りがある場合
 - (エ) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額に対応していない(端数調整等を除く。)場合
 - (オ) 種目別内訳において、「値引き」、「調整額」、「割引」等が計上されている場合
- オ その他未提出又は不備等がある場合
- (5) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、下記の日時場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(1) 開札の日時

令和元年9月26日(木)午後2時00分

(2) 開札の場所

〒 856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3
入国者収容所大村入国管理センター2階
大会議室又は電子調達システム

(3) 開札の方法

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札する者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札

方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と併せて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

15 入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格があることを確認された者であっても、開札の時に上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記17に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

17 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「留保」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18 手続における交渉の有無

無

19 契約書の作成

別紙契約書（案）により，契約書を作成するものとする。

20 支払条件

当該契約に係る請負代金額は，1回払い(完成払い)とする。

21 工事保険

請負者は，工事の目的物及び工事材料について保険契約を締結するものとする。

22 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。

無

23 再苦情申立て

(1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服があるものは，上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に，書面により契約担当官等に対して再苦情の申立てを行うことができる。
なお，再苦情申立てについては，入札監視委員会が審議を行う。

(2) 受付窓口

上記3に同じ。

(3) 午前9時から午後5時まで。

24 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

25 その他

(1) 契約の手続において使用する言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札参加者は，別添の法務省競争契約入札心得及び契約書(案)等を熟読し，同入札心得を遵守すること。なお，電子調達システムにより入札手続を行う場合，同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は，同システムによる手続を優先する。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合には，指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 入札参加者の過失により本件工事の入札手続に遅延を及ぼすこととなった場

- 合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 落札した建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資材及び機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ア 建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
- ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (7) 本件では、電子調達システムにおいて入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（契約書の作成及び支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。
- (8) 申請書の提出期間（上記6（1））を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（別紙第2号様式）を作成の上、上記3の場所に持参又は郵送すること。
- (9) 電子調達システムに関する問合せ先等
- ア 電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイルを政府電子調達（GEPS）ポータルサイト上において公開しているので参考にすること。
- (ア) 電子調達システムの利用開始方法
- (イ) 電子調達システム操作マニュアル
- (ウ) FAQ・お問い合わせ
- イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。
- 電子調達システムヘルプデスク
- 電話 0570-014-889（受付時間は午前8時30分から午後6時30分まで。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）
- FAX 017-731-3178
- 政府電子調達（GEPS） <https://www.geps.go.jp/>
- ウ ICカード不具合等発生時
- 発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。
- 各認証局の連絡先は、「電子調達システムの利用開始方法」参照。
- エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システム

から送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「電子調達システムマニュアル」参照。）。

【電子調達システムの利用について】

入国者収容所大村入国管理センターでは、平成30年1月から電子調達システムを利用した調達等を実施しており、その結果を検証の上、利用する機能を順次拡大していく予定ですが、運用の状況によっては、入札書等を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者登録を行ってください。